

国立国会図書館の発注する工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準

(平成 14 年 9 月 2 日国図管第 98 号)
改正 平成 15 年 7 月 31 日国図管第 72 号
改正 令和 4 年 6 月 28 日国図管 2206281 号

1 指名停止の期間の始期（要領 1 関係）

有資格者（指名停止の期間中のものを含む。）が「国立国会図書館の発注する工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 14 年国図管第 96 号。以下「要領」という。）別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該指名停止の期間の始期は、予算執行上重大な支障を及ぼすと認められる場合を除き、その措置を決定したときとすること。

また、指名停止の期間中の有資格者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

2 共同企業体に関する指名停止の運用（要領 2 関係）

(1) 要領 2 (3) の規定に基づく共同企業体の指名停止は、既に対象である工事について開札済みであって、新たな指名が想定されない特定建設工事共同企業体については、対象としないものとする。

(2) 要領 2 (3) の規定に基づく共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが要領別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、要領 3 (2) に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

3 短期加重措置の運用について（要領 3 (2) 関係）

(1) 有資格者が要領別表各号の措置要件に該当する原因となった事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。

(2) 要領 2 の規定にかかわらず、下請負人又は共同企業体の構成員について短期加重措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

(3) 短期加重措置の対象となり、かつ、要領 4 各項のいずれかに該当することとなった場合には、会計課長の判断により短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うものとする。

4 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例（要領 4 関係）

(1) 指名停止の期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。要領 4 各項に掲げる事由の二以上に該当することとなった場合には、期間の加重を行うものとする。

(2) 要領 4 (4) 及び (5) の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格者が不正行為の働き掛けを行った場合等をいうものとする。

(3) 「他の公共機関の職員」（要領 4 (5) 並びに別表第 2 第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 8 号関係）とは、刑法第 7 条第 1 項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員、その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場

合を含むものであること。さらに、私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

5 要領別表第1関係

(1) 低入札価格調査を行った工事における過失による祖雑工事（第2号関係）

低入札価格調査を行った工事において第2号の措置要件に該当した場合の指名停止の期間は、少なくとも3カ月となるように運用すること。

(2) 一般工事における過失による祖雑工事の契約不適合の重大性の判断（第3号関係）

一般工事における過失による祖雑工事について、契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とすること。

(3) 事故に基づく措置基準（第5号から第8号まで関係）

公衆損害事故又は工事関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止を行わないこと。

ア 作業員個人の責めに帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

イ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

(4) 館発注工事における安全管理措置の不適切の判断（第5号及び第7号関係）

館発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、アの場合とすること。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができるものであること。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

(5) 一般工事における事故における安全管理措置の不適切の判断（第6号及び第8号関係）

一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として、当該事故の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とすること。

6 要領別表第2関係

(1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」について（第1号関係）

「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいうものであること。

(2) 独占禁止法第3条に違反した場合（第3号から第5号まで及び第10号イ関係）は、次のア、イ、ウ又はエを知った後速やかに指名停止措置を行うものとする。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

(3) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合（第3号から第5号まで及び第10号イ関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止措置を行うものとする

(4) 第3号から第5号まで及び第10号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。この場合においては、この号前段の期間が第3号から第5号まで及び第10号イに規定する期間の短期を下回る場合においては、要領3（3）の規定を適用するものとする

(5) 「業務」について（第3号及び第13号関係）

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいうものであること。

(6) 建設業法違反行為（第11号及び第12号関係）について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（会計課長が軽微なものと判断した場合を除く。）

(7) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」（第13号関係）とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 館発注工事に関し、落札決定後辞退、有資格者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

附 則

この基準は、平成14年9月2日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年7月1日から施行する。